

ザ・パスポート



帰国者の裁判を考える会

THE PASSPORT 2002.12.7 No.108

The Supporting Association for Trials of the Returnees(JRA concerned)

丸岡同志と再会しました 公判の現状について 重信房子 2002.11.23記

いつも支援、連帯ありがとうございます。 私の方は、逮捕から二年目を経て、11月19日の第23回公判では、なつかしい同志、兄弟の丸岡さんの証人出廷となりました。

それまでの流れは、すでに夏の段階で、検事側の証人尋問は一端終了して8月に新たな書類等の証拠調請求を検事側が提出してきました。それらの中身は二つあり、一つは、これまでの証人たちの記憶を喚起させる為には必要な、パリ当局による押収品です。証言が終わるまでかくしていたのは、「検事側証人」が、検事の意向に添わない人々だったのです。もう一つは、9・11以降の反テロ攻撃の流れに、思いついたように追加した品々で、70年代からの警察白書の日本赤軍に関する部分のコピーと、日本赤軍自身が10年前に出版した「日本赤軍20年の軌跡」の本丸ごとのコピーです。そして検察側は、公開法廷への出廷を拒んでいるS証人と、他のパリの調書などは、いまも留保状態としています。

(これらはのちの弁護側冒頭陳述で証拠をかくしたり小出しにして、公正な公判を妨げていると批判されています。)

一応はそうした進展を踏まえて、8月には、私の意見陳述、10月7日には弁護側の冒頭陳述が行われました。そこで証人が申請され、丸岡さんに対しても公開の法廷での証言が認められたのです。前に足立さんの法廷でも証人出廷を求めましたが、体調を理由として、宮城刑務所での、非公開法廷が持たれたのですが、公開の原則に則って、丸岡さんが傍聴の人々とも会える機会となることを願っていたので、公開が認められたことは、大変嬉しいことでした。丸岡さん自身は、すでに非公開法廷で、基本的なことは語っていますので、それらが中心に語られるでしょうが、公開によってより多くの人々に聞いてもらえる機会となることは望んでいることでしょう。

10月30日には、弁護側の初の証人として、松田政男さんが、70年代の状況、赤軍ーPFLPの映画の上映運動、さらに74年のパリでの松田さん自身の被逮捕、暴行や強制送還

された当時の状況を語って来ました。

11月19日公判での再会は、15年ぶりになるので正直に言えば、証言より会えるのが嬉しいという気持ちです。宮城刑務所から移管した東拘の病舎のスチームのない寒さで、まず風邪になって38度5分の熱となって心配だと弁護士さんも言っていました。11月19日、「大丈夫かな?……」と法廷での劇的対面を想像していると、104法廷に行く廊下で、「オ! あれは丸さんじゃないかな?」と、まずバッタリ。痩せていると聞いていたけれど、昔の感じで、遠くから廊下ですぐわかりました。看守はあわてて丸さんを壁に向かせて並ばせて、待機し、私が先に法廷に入りました。傍聴席には丸岡さんと会える機会と考えて旧友たちが多く来て下さいました。もう一生会うことが出来ないかと思っていた旧友も来て下さいました。

開廷が告げられたまま証人が来ず、シーンとしたまま。裁判長が「出廷手続きをしておりますので、ちょっと待って下さい」と言って数分、丸岡さん登場。一挙に法廷の空気が高揚し、満面の笑みの丸岡さんが傍聴席の人々の方に顔を向けて、一人一人と、万感の思いで目で語り合っているようです。とても短い時間でしたが、それを見つめながら、色々の時々の丸岡さんや傍聴席の旧友たちの仕草やエピソードが頭を駆けめぐり、ぐっと熱いものがこみあげます。“御苦労様。丸岡さんが築いてきた歴史はアラブの中で刻まれていますよ。あなたに会ったら挨拶を送ってくれとアラブの友情も伝えたい!”そんな想いで彼を見ました。彼は裁判長に一礼し、宣誓を読みあげると、証言の体制に入りました。あまり嬉しそうにニコニコしているので、裁判長も思わず、「嬉しそうですが、聞かれたことだけおこたえ下さい」と言ったので、みんながドッと笑い場がなごやかな空気に変わりました。

そして丸岡さんの証言が始まりました。体調を考慮して、ゆっくりと進みます。今回

は、主に丸岡さんのおいたち、国内に居た時の活動の状況、アラブに行こうとしたきっかけ、更にアラブに着いて、どのようにしていったのか？ リッダ闘争の前後、どうしていたのか？ PFLPにおける日本人の状況、当時アラブに居た日本人の間の関係など、70年代のバックグラウンドなどが証言されました。PFLPの指揮下に各自が参加していた様子などです。

次回には、戸平調書にも出ている総括会議や、G調書にあるハーグ事件発生前後のベイルートの状況など、検察側が私の「謀議」として状況証拠にしている点などに対する証言が続行される予定です。

今回の証言では丸岡さんは、久しぶりに話すことに、もどかしさでした。途中で、「刑務所に居ると言葉を失う！」などと言いつつ語彙を探しつつ楽しんでいるようにみえました。丁度私の被告人席からは、丸岡さんの痩せた横顔に対面することになりましたが、かえって元気で精悍そうで、安心しました。

そして印象がちがったのは、獄中できたえられたのでしょうか、無口が多弁となり、声も音が高めに、かえって若々しいでした。獄中での生きる姿勢のせいかと思い我身をとらえ返しています。逮捕されてもいろいろ夢が生まれるものだと、丸さんとの再会を楽しんだ公判でした。

余談ですが、その後、「兄弟の痩せた横顔みつめつつ証言の日々遙かたどりぬ」という歌に丸さんの横顔を描いて弁護士に送りました。丁度面会があり、弁護士が歌と画を見せたら、歌には反応せず「あ！ こんなに髪少なく書いている！ これはひどい！」と抗議の声が上がったとのこと。すみません。ちょっと配慮に欠けていました。誌上を借りて、おわびします。

公判二年目に入り、限られた証人の方々ですが、証言を通して、当時の客観的、主体的条件を示しながら無罪を証明しようとしています。もちろん弁護側に証明する義務はありませんが、少なくとも、検事側の報復的な政治的公訴、予断と偏見による推論、決めつけのあやまりを正したいと思っています。そし

て、とくに9・11以降の反テロに乗じた重刑化の方向を、一歩でも阻止していくことによって共通の攻撃にさらされている獄中の人々と連帯していくことを願っています。

他のハーグ事件被告たちの公判の進行も、弁護側反証に来年から入っていくことです。共に一歩でも公判の前進となる様、支えあいたいと願っています。

パレスチナの状況も、イラクの状況も来年更に厳しい戦争の危機の中におかれてしまう。

「希望というものは、もちつづける限り創造性を生み困難を抜け出す道を教えてくれる。希望がないと思った時から、希望ばかりか思考をもギブアップしてしまうのだ。必ず道はあるよ」。82年イスラエルに包囲されたベイルートの空爆と砲撃の中でPFLPの友人が語っていたことを思い返します。無数のパレスチナの、イラクの良心が、平和を生存の表裏として渴望しているだろうと思わずにはいられません。いまごろ中東地域では、ラマダンの祈りを捧げながら友人たちは、希望を持ち続けているのが判る分、自らの座している姿に、時として腹立ちます。

でも自らの条件の中で生まれる希望を育てて、人々とこれからも出合っていきます。新しい年。力がつくる「正義」でなく、希望を育てつつ！ 来年も又お世話になりますがよろしくお願ひ申しあげます。



これは「珍」述か、陳「術」か 重信さんの8・30公判「意見陳述」への疑義・そして「リッダ」への一総括視座・いわゆる「自己批判」批判

和光晴生

「オリーブの樹」第17号を11月7日に拝受。掲載されていた、重信さんの8月30日公判「意見陳述」を2ヶ月以上遅れて拝読することとなりました。二読、三読。当初から受けた「なんか変だな」との感じがいくらか整理できたところで、時期はずれになりましたが、私の意見を提起しておこうと思います。

八百屋に魚が無い、と責める愚を犯すつもりはありませんが、いくら公判での謝罪・反省表明とはいっても現状批判・現体制批判の姿勢が見えないところに疑問を覚えました。坊主ザンゲですか、これは？それにしては、かつての非公然・非合法の活動について、開示しようとしているわけでもなく、秘密主義の体質は変わってないことも示されています。変わらわけにはいかない事情は、部外者の私でも理解できます。

その分、何ともミスマッチな謝罪・反省表明と言わざるを得ません。私が検事なら、「なら全部吐かんかい」とツッコミを入れるところです。バレたことについてはお詫びします、という限定謝罪表明ということなら、もう少しものの言い様があろうに、という気がします。

このミスマッチさから浮かび上がってくるのは、重信裁判方針のアイマイさです。裁判闘争での獲得目標は何なのでしょうか？謝罪・反省を言って見せているのは、「ハーグ」での免訴、短期刑での出所、が目指されているからなのだろうと推察できるのですが、その勝ち目はあると思っているのですか？その根拠は？一方で、政治的大義は貫かれていると思っているのですか？その根拠は？そしてまた、社会的道義は貫かれていると思っているのですか？その根拠は？負けた場合への覚悟は、備えはあるのですか？御本人に、これらの問い合わせの答が用意されているようには、私には思えません。

謝罪や反省の表明には、私は異議はありません。しかしながら、裁判を事実や法解釈で

争う、というより、情状に訴えることを全面に出しているように見えるところに、どうにも疑問を覚えざるを得ないのでした。それで現体制・現支配イデオロギー批判を弱めてしまうということならば、政治的大義も弱められてしまうことになります。現実主義に立っての、何でもやっておいて損はない、という発想からの謝罪・反省表明なら、情状効果も大きく減殺されてしまいます。

検察側立証が終了したところで、勝訴・敗訴の可能性等について客観的な分析を加えた上で、敵密に裁判闘争の方針を再検討すべきです。一切の主観的願望を排し、勝ち目ありなのか無しなのか、しっかり判断し、それにそった方針採用を。どっちつかずはいけません。

重信さんは、8・30「意見陳述」で、「リッダ闘争」についても触れています。そこでは、実に初めて「義勇兵」という言葉が採用されています。2年前の被逮捕以来、日本国内での価値基準を受け入れはじめたところから、いろいろ考え方の転換がなされているのだろう、と私は見なしました。

「義勇兵」の語を使用することの意義について、重信さん本人がどれほど自覚なり、理解なりを果たせているのかは不明ですが、私は一つの進歩と評価します。

旧「日本赤軍」は、これまで「リッダ」戦士の主体性を持ち上げようとの情に流れてか、あるいは旧共産同赤軍派の「世界党一世界赤軍一世界革命戦線」とか、レーニン教条主義による単一党建設とかの理にこだわってか、はたまた「連合赤軍」後の国内の総括論争過程で表れた、第三世界革命主体論への反発からか、とにかく「義勇兵」という言い方はしていなかったはずなのです。むしろ、その言葉に露骨な反発を示し、「共同武装闘争による共闘関係」を目指すと主張していたのでした。

私自身は、77年の頃は、アラブの様子もパレスチナ解放闘争の実態、全体像もつかめぬままにいて、明瞭な方向性を持てぬままにいました。それでも、「パレスチナ組織の指揮下に入つての活動を」との国内共産同赤軍派主体からの提起に心動かされたことがあったし、レバノン南部でのコマンド活動参加という方向性について、口にして述べ立てたことはありました。しかし、重信さんからも丸岡さんからも消極的、否定的な反応しか得られませんでした。

今更ながら、72年当時から「義勇兵」という位置づけが、明確な形でなされていたなら、旧「日本赤軍」は、「連赤」「リッダ」以後に、日本革命主体がパレスチナ解放闘争の中で果たすべきであった役割を、より的確に、有効に実践できていたのではないか、と思われるのです。

なぜ、PFLP海外作戦部長アブ・ハニの下での、国際遊撃戦という方向へ流れてしまっていたのか、その後アブ・ハニからの自立を追求しようとして、なぜ国際遊撃戦路線は踏襲することとなってしまったのか。これらのことが、旧「日本赤軍」のこれまでの総括の中では、まともに問われたことはありませんでした。利害に合致していたからだ、と正直に認めてしまえば、総括は更に深めることができたのに。

「義勇兵」、すなわち「パレスチナ組織の指揮下で闘いを担うこと」となるわけですが、このことを、自分たちがまだ組織として未確立であった分、組織が組織の指揮下に入ることになるものと曲解し、反発してしまっていたのが、当時の在アラブの日本人主体だったのです。「リッダ」を経て、「これからは組織づくりだ」と問題を立てたところで、よくよく頭でっかちに「組織」という概念に拘泥しすぎていたのでしょうか。指揮下で闘うことを「活動形態」として、なぜ理解できなかったのか、組織と組織との共闘関係の下での実践のあり方、具体方針・政策として、なぜとらえることができなかつたのか、今更ながら残念です。弁証法以前の、論理学レベルでの認識力の未熟さ加減を示すエピソードといえます。

その上で、何の具体実践も、つまりは政策

も方針もないことに無自覚のまま、団子生活の中で組織づくりを追求することを、「非公然から公然へ」と称していたのは、今から見れば笑い話にしかなりません。

「義勇兵」として、パレスチナ組織の指揮下で闘う限りでは、パレスチナ解放闘争の価値基準に立脚しての「武装闘争」展開は、国際遊撃戦にせよ、レバノン南部での対峙戦にせよ、無理なく位置づけることができます。

しかしながら、当時の旧「日本赤軍」主体は、「パレスチナ組織の指揮に入ること」も、「義勇兵」という言葉も、「没主体的である」として否定するのが大勢でした。「共同軍事行動」といったような言葉で、自らの主体性・アイデンティティーを強調したがっていたわけです。それが、「ハーグ」以降はアブ・ハニから離れて、なおかつアラブの地を拠点としたまま、日本人グループが独自に国際遊撃戦を展開し続けることとなりました。そうなると、では、そこでも武装闘争を当然のこととして位置づけ、実践する価値基準は何を根拠としているのか、という疑問が出ることとなります。

パレスチナ解放闘争の現実に乗っかって、そのまま借り物の価値基準で闘っていたということなのか、それとも日本国内での闘いもまた武装闘争が基軸となるのだ、との認識に立っていたのか、そうだとしたなら、その根拠は何か。これらることは問われないままに、武闘を国際遊撃戦の形で開始していた、というのが実情でした。

加えて、一回一回の作戦プロジェクト中心の活動展開となると、「作戦」が結集軸となり、かつ、「機密の集中」「秘密主義」の体制をとらざるを得なくなります。アブ・ハニのやり方がそうでした。それを旧「日本赤軍」も何の疑問も持たずに踏襲することになりました。

ここではっきりさせておきたいのは、「秘密=権力」であるということです。機密を、つまりは情報を集中的に掌握している者が、全ての判断材料を握ることになります。情報開示を前提とする民主主義とは相容れない形です。秘密主義の体質をして「民主集中制」というのなら、どういう時代状況で、どういう闘い方をする組織にそんな体質が必要とさ

れるというのか、具体的に問うてみる必要があります。

1910年代のロシアでのレーニンの実践を、そのまま1960年代の日本に持ち込み、單一前衛党建設を追求する、というようなことをやっていたのが、旧「新左翼」でした。それで成功例はあったのでしょうか？何をもって成功と呼べるのか、ということから明らかにする必要があるかもしれません。そしてまた、旧ソ連・東欧崩壊後の時代には、どのようなモデルが必要とされるのか、ということも明らかにされねばなりません。「組織された暴力」たる「党」を目指した旧「新左翼」の起点たる60年安保で、「壮大なゼロ」と切り捨てられた、何十万のデモ隊の側からのアプローチもあって然るべきなのでは、という考えを私は持ちはじめています。「市民」がキーワードになります。別の機会に検討したいと思います。

これまで、旧「日本赤軍」が提起してきた「リッダ総括」には、作戦責任者であったアブ・ハニの側からの観点が抜け落ちています。重信さんの「8・30意見陳述」然り、です。

1972年の「リッダ闘争」の前段の状況として、1970年ヨルダンでの「黒い9月」と呼ばれる大弾圧がありました。その結果、パレスチナコマンド勢力は、ヨルダンからの撤退を強いられたのですが、アブ・ハニがヨルダンの砂漠を舞台に行なった同時多発ハイジャック・旅客機爆破作戦が、弾圧の契機をつくった、という非難の声があがっていました。

実際には、ヨルダン反動王政がパレスチナ勢力に弾圧を加えるのは、時間の問題であったのです。67年の第3次中東戦争の終結に向け、当時のアメリカの国務長官ロジャーズが、ミニ・パレスチナの原型となるプランも含めた中東和平案を提案していく、エジプトのナセルも、ヨルダンのフセインも、その方向に流れていたのです。アメリカが、ヨルダンの後押しをして、パレスチナ勢力に大弾圧を加えさせたのが「黒い9月」です。

それでもアブ・ハニとしては、自らに向けられた批判に対し、名誉挽回となる作戦を実現させようとの意向にあったのは確かでしょ

う。72年に、まずルフトハンザ機のハイジャックで500万ドルを獲得したのですが、それに加えて、より政治性がある闘いが目指され、それが国際的な武装宣伝戦としての「リッダ闘争」ということになります。

当時、パレスチナ解放闘争は、「プロパガンダの最高形態は武装闘争である」とのスローガンを掲げざるを得ない状況にありました。ヨルダン時代から、パレスチナ解放闘争には、世界中から実際に多様な革命主体が結集していました。「リッダ」を実現させる条件は熟していたのです。

武装政治宣伝戦を成功させるには、出来る限り衝撃的であること、それも複数の国家・国民を巻き込むことが必要とされます。「イスラエル」の国際空港への奇襲攻撃はうってつけの計画となります。それを実行できるのは、非アラブ人です。外国人によるパレスチナ解放のための作戦展開となれば、より意外性が増します。

そのようなアブ・ハニ側の意向に、より能動的に応じたのが日本人戦士の側だった、と言えるのではないでしょうか。決死作戦という形で、出来る限り派手に、盛大に碎け散ることが、意識的に追求されたということになります。まず行為がなされれば、政治性が生まれる。そんな客観条件はそろっていたのです。「リッダ」3戦士としては、「連赤」の同志虐殺のこととか、オリード山田さんの死とかも考慮に入れられていたのだろうが、何といっても、アラブのパレスチナ解放闘争の現実が、彼らに銃を取ることを、必要なこと、当然のこと、と認識させていたはずです。つまり、パレスチナ解放闘争の価値観に従って闘った、ということで、まぎれもなく「義勇兵」だったのです。その上で、3戦士の能動性が、アブ・ハニのプランを最大限効果的な形で開花させ、成功に導いたということも確かです。

シオニストが、パレスチナの地に、計画的に組織的に植民して以来、アラブ側は敗北し続けていました。欧米諸国もソ連も、「イスラエル」の建国を後押しし、48年、67年、そして70年と、パレスチナ人民は敗北を経験させていました。そして世界中が、パレスチナへの関心をさして示さずにいた

分、「リッダ闘争」の成功は、アラブ・パレスチナ人民に歓喜をもって受けとめられたのです。

ただ、私は、国内からアラブに到着して2ヶ月しかたっていなかった岡本公三さんの作戦参加については、止むを得なかつたということだったのでしょうが、主体的な準備の面で無理があったのでは、という気がしています。

いずれにせよ、アブ・ハニは大いに満足したことでしょう。その後も「リッダ」空港でドイツ人青年が命を落とす作戦が追求されたり、「テルアビブ」市内の映画館で、イラン人青年が手榴弾を数発爆発させた上で、自爆する作戦が実行されたりもしました。しかし、いずれも政治宣伝ということでは、それほど大きな反響は起きていません。私自身は、それらの闘いを支持しても、アブ・ハニのやり方に疑問を覚えはじめていました。

70年代半ばには、舞台をヨーロッパに移し、アブ・ハニのみならず、「黒い9月」や、アブ・ニダール派や、親シリアの「サイカ」などにより、ウィーン・ローマ・パリなどでの国際空港での銃撃戦に、ハイジャックや列車ジャックなども展開されました。ミュンヘン・オリンピック時の作戦もありました。

他方で、レバノン南部からも被占領下パレスチナへのコマンド作戦が活発に展開され、シオニストの入植地の学校を占拠し、岡本さんをはじめとする、獄中のコマンドの釈放を要求する作戦が実行されたりもしていました。

これらの作戦展開による、政治宣伝効果は、確かに大きかったといえるのですが、何と言っても国際世論に大きな影響を与えたのは、73年第4次中東戦争と、その折りアラブの産油国が発動した、親「イスラエル」諸国に対する「石油禁輸」措置です。国際ゲリラ戦だけを、過大に評価することは出来ません。

74年に、アラファト氏が国連総会に初めて招かれ、歴史的な演説を果たせたことで、パレスチナ解放闘争への国際的な認識が、はっきりと実現されたことから、以後、武装宣伝戦の意義は低下します。

それでも国際遊撃戦を続けていたアブ・ハニや、アブ・ニダール派などは、異端グループと化します。アブ・ハニは、76年頃にはPFLP本隊から分裂し、独立軍団と化しました。その時点で、かなりの配下のコマンドがアブ・ハニから離れ、PFLP本隊に戻るなり、他の組織に合流するなりしました。その分、アブ・ハニは国際ネットワークへの依拠を深めることになったのです。

アラブ世界にとっての、そしてパレスチナ人民大衆にとっての「リッダ闘争」の意義の大きさを評価しつつ、私自身は旧「日本赤軍」が「リッダ闘争」について毎年、毎年、「5・30」だ、と記念日声明を発し、十周年だ、二十周年だと言い続けて来たことに、いつまで一つのことを言い続けるのだろうとの恥ずかしさを覚えて来ていたのも事実です。

アラブの人民大衆や、パレスチナ組織等が、「リッダ」闘争を讃え、岡本さんを英雄として捉えてくれることは、素直に受けとめますが、旧「日本赤軍」が「やった側」として、その成果を言いつのり続けることには、一体いつまで吹聴し続けるのか、それなら何故第2、第3の「リッダ」をやらないのか、他に言えることはないのか、との想いも抱くようになっていたのです。「リッダ闘争」は讃えます。しかし、その「看板化」は良しとしない、との感性を私は保持したいのです。

今回、重信さんが「リッダ闘争」について「義勇兵」というとらえ方をしたことに、私は救いを感じています。

「リッダ」はパレスチナの闘い、アラブ人民大衆の闘いなのです。それは一回性の、素晴らしい闘いでした。たまたま空港に居あわせた旅行者が巻き込まれる、という否定面がありました。そのことも3戦士は織り込み済みの上、実行したのですから、非難を受けとめるのは、「リッダ」を讃える主体、自らの闘いと主張する主体が果たすべきこととなります。

その上で、「リッダ」以後、「遺された者」「後にやって来た者」たちがいかなる闘いを為して来たのかをこそ、真摯に問うことが課題としてあるのではないでしょうか。

(次号に続く)

日々是懲役 No.2 戸平和夫

戸平さん下獄後の第一報が、11月9日、家族に届いたそうです。戸平さんは、もう、仕事しているのでしょうか?! お腹が空いているようですが、どうか、身体をこわさないように!! 来年の5月12日まで余すは半年ちょっと。早く、会いたいですね。

ついに、10月24日に府中刑務所に移管になった。移管の当日は雨で、残念ながらドライブ日和ではなかった。今現在は分類が終わっていない、結果待ちの状態です。おかげに、東拘であった袋貼りの仕事が、府中へ来てからは仕事が少ないとことで、仕事なしで一日中すわりつづけているという、丸岡さんの病舎状態です。一日が長い。

以下、下獄してから近況を日記風に。

9月25日：執行。領置調べ、この日で終わらず。この日から官服に。洗面具と切手を貼った封筒と7枚づつの便箋のみ、房で所持に。

26日：午前・午後、領置調べ。午後は調所ではなく、3区の事務所の一部屋で。

27日：分類テスト。ペーパーテスト。技能や心理をチェックするもの。

28日：東拘の受刑者の運動会。昼食に、受刑者の私にも、オリヅメ弁当と紅白饅頭、缶入りコカ・コーラ！！が出た。

30日：分類面接。細長い部屋で、私の座っているイスから2mというはなれた目かくしをつけたある机に座った30代ぐらいの面接官と対面。質問は家族関係や現在の政治的な問題意識などを聞かれた。丸岡さんが宮城でやられたような人や組織を特定を要求する質問はなかった。一つだけあったのは、私の組織上の地位を聞いたぐらいだった。あとは、組織から下獄についての回状は来ていないのか?と聞いていた。何のことかわからないので聞き返したら、中核派は下獄する者に対して下獄の心得のようなものを回すのだそうだ。内容は、仮釈放を求めるのは屈服である、とか。それを聞いて、「彼らはそこまでは言わない、ただ、仮釈放の条件が同志を売ることであるようなら求めない」と言った。結論的には、分類官は、これまで「特別扱い」してきたが、今後も「特別扱い」すると宣言された。特別扱いというのは、東拘でずっと独房だったことのよう。その結果が府中でした。

10月1日以降は、何もなかった。但し、9月

分賞与金79円なりと告知あり。

袋貼りは、いわゆるブラウン・ペーパー・バッグで、1日中やらされていた。本やボールペンは、20日すぎないと舍下げできず、仕事以外は官本だけで過ごすしかなかった。助かったのは、執行前に購入申請した雑誌が執行後も交付になったので、しばらくは、それを読むことができた。メイちゃんが差し入れてくれた写真コピーやパンフ類が領置にならずに交付になり、これも助かった。官本も、ハリー・ポッターの3巻が読めたりして悪くはなかったけど。

10月16日になって、やっと、本や文具、パンフ類の舍下げ願いを出すことができた。郵送で来るパンフは全て領置扱いで、舍下げしないと手許に来ない。但し、母から送られてきたパンフは直接交付になった。

10月21日、月曜日に、ボールペンなどが舍下げになり、22日、本3冊が舍下げに、23日にパンフ類が舍下げになった。早かった。

しかし、この23日の午後に、袋貼りの仕事は片付けられ、明日移管との通知。そして、再び調所で領置調べ（10月分の賞与金80円なり）。但し、どこへ行くのかは通知なし。職員に聞いても、明日にならないとわからないとのことだった。ただ、ヒントを言ってくれたのは、明日は午前5時起床と言わいたら飛行機で行く所、午前6時起床の場合はバスで行く所ということだった。

就寝時に起床時間の通知があると思っていたら、何もなかった。24日、朝、早朝から起きて待っていたが、午前5時にも6時にも何もなく、起床時間になり、朝食時間になり、ついに願い事の時間になんでも、何も来ず。担当に聞いたなら、今ごろになんでも来ないのは、近づだらう、8時30分には来ると思うと言った。果たして、8時30分になって、やっとお迎えが來た。

これで、ほぼ府中だろうとは思ったが、お迎えの人聞いても答えてくれなかった。結局、

調所で荷物をまとめ、私服に着替えて、5人ならばされて、初めて、府中へ行くという告知があった。5人が繋がれて、マイクロバスで府中まで行った。ジャンボ・バッグとボストン・バッグとショッピング・バッグと荷物が多かったが、殆どもつこともなくすんだ。

この日は雨で、1時間30分ぐらいかかるって、府中に着いた。府中刑務所は、昔の写真のイメージとは違って、東拘よりもコギレイな所だった。領置調べをした調所は、東拘ほど大きくはないが、東拘よりも新しい建物だった。この日は、領置調べと写真の後の健康チェックして、おしまい。

東拘と違って、ボールペン、便箋などは、その日のうちに手許に来た。あとは、官本2冊を借りて、考查室に入れられた。作りは、東拘の「新舎」と同じ。また、同じくらい古い。システムは30年前の東拘。

10月25日は、分類面接があった。面接官は、私より少し若いぐらいで、やさしい感じの人だった。ここでも、家族関係、あとは書類に基づいて、私の活動歴などの話を聞いていた。東

拘の面接官は、刑務所ではもっと「きびしい」ことが聞かれると言っていたが、特にきびしいというものはなかった。他人の特定や所在について聞くことはなかった。多分、私の刑期が短く、仮釈放の条件がないので、やらなかったのだろうか？短いと級も3級までしかあがらないそうだ。

その後は、結果待ちです。もうひとつ報告しておかなければならぬのは、東拘の官給食がゴチソウに思えるぐらいマヅイ、量が少ないという刑務所メシを地で行くものです。昔（30年前）、獄中者が府中のパンはうまいとウワサしていたのを思い出したが、今もパンは週に4回出るが、メシがマヅイのでパンが楽しみになるということのようだ。私もパンが恋しくなっている。でも、このパンも東拘のパンの半分の大きさです。食い物だけでなく、たまらないのは、仕事がないこと。一日、ジーッと座っていなければならぬので、かないません。考查が終わるまでは本の下げも出来ないので、じっとがまんの心です。

戸平和夫控訴趣意書・続き

3 長期間経過した後の本件第2事実についての公訴提起

偽造有印私文書行使には、国外犯処罰の規定があることは、勿論である。

しかし、本件第2事実は、既に8年以上前の1994（平成6）年2月21日、エクアドル共和国という海外で起こったとされる事件であり、本件第2事実について、被告人は、エクアドル共和国からも、本件旅券発行国として記載されているというフィリピン共和国からも、何らの捜査・訴追を受けていない。

しかも、被告人は、国外にいたとはいえ、レバノン共和国ルミエ刑務所に収監されており、その身柄の所在は明白だったことよりすれば、そもそも国外犯である本件について、捜査共助等により、事情聴取を嘱託する等の方法も考えられるのであり、本件は、時効による公訴権失効に準じて扱われるべきである。

しかも、第11回被告人供述によれば、1997（平成9）年には、被告人は、レバノン共和国で身柄を拘束され、同国ルミエ刑務所に収監されており、その間、日本大使館を通じて、日本の検査機関が、被告人に接触を図り、或いは、情報収集等のため同刑務所に赴くなどしていたのであり、「海外にいる

ため捜査が不可能」という状態にもなかつたものである。

にもかかわらず、6年以上経過した現在において、被告人を本件第2事実において、公訴提起することは、公訴権の濫用である。

4 被告人の亡命権侵害等

(1) ブシャール・アブサード氏の証人尋問調書、及び、同氏作成にかかる「亡命申請書」によれば、被告人は、レバノン共和国よりヨルダン・ハシミテ王国を経て、日本に送還されるまで、何ヶ月にもわたり、同国における弁護人ブシャール・アブサード弁護士を通じ、レバノン共和国政府との間で、被告人らの同国への亡命を求める交渉を行い、同国の準拠法に則り、その亡命の適否が審理されていた。

そして、その後、被告人らについては、ドイツ連邦共和国が、亡命受け入れを申し入れてきたが、条件が折り合わず、その後も、被告人らは、亡命先を検討している状態にあった。

(2)かかる亡命申請中であるにもかかわらず、アブサード氏の証人尋問調書、及び、第11回公判被告人供述によれば、日本国政府は、再度、「経済援助」を盾に取り、レバノン政府に対し、執拗な圧力を掛け、遂に、亡命先検討中の被告人らを、2000（平成

12) 年3月17日、「事実上の強制退去」後、何らの法的根拠に基づかず、拉致同然に、日本国に送還したものである。

しかも、前述のとおり、ヨルダン・ハシミテ王国から日本国への移送には、日本政府により、エアロフロート・ロシア航空特別機が用意されており、同機のチャーターに要した費用は莫大なものであることが見込まれるところ、一般に、本件2件程度の比較的軽微な事件で、国家がかかる支出をなし、且つ、国際法・国内法上全く根拠のない移送措置を採ることは、異常な事態と言う他ない。

(3) そして、かかる「強制送還」により、被告人は、「亡命申請」の正式な結論を待つことなく、「亡命権」ないしはその「期待権」を奪い去られる結果となった。

(4) かかる経緯に鑑みれば、被告人の身柄拘束の過程は、不透明、不明確、著しく不法な手続を経てきたと言うほかなく、本件2件の罪質、輕重とも均衡を欠く「物々しさ」と言うほかない。

まさに、レバノン共和国検事総長の喝破した如く、日本政府は、「日本赤軍」と称される組織の構成員と目される被告人に対し、不当な偏見を有し、本件自体よりも、その政治的思想・信条に対し、不当な差別をなし、敢えて、被告人の亡命権を侵し、多大な費用を掛けて被告人をレバノン共和国より奪還し、本件訴追に至っているものと考えるほかない。

(5) この点、原判決は、「被告人ら四名を日本行きのエアロフロート機に搭乗させるまでの行為は、レバノンによる国外退去処分とヨルダンによる入国拒否処分とによる結果にすぎないのであって、右両国の主権に基づいて行われたものと認められる。被告人は、このレバノンの国外退去処分が、先に同国がした閣議決定に反する旨を問題とするが、政府が一旦した決定を変更することは可能であるし十分考え得るのである」（原判決19頁）とする。

しかしながら、正しく事実を検討するならば、被告人らがヨルダンに移送される以前に、レバノン共和国政府から出されたのは、被告人らに対する同国の中院内に述べられた「刑の執行終了後、国外退去に処する」とする決定のみであり、「刑の執行を終了を待たず退去強制処分とする」旨の決定はなされていない。

そして、被告人らは、3月17日の段階では、未だ「罰金刑の執行に替えての拘置期間の延長」を受けている最中だったのであり、レバノン共和国の決定によっても、未だ「国外退去処分」の妥当する立場にはいなかった。

そして、被告人らは、それが、「国外退去処分」であるか否かも全く明らかでない状態において、そのような説明も受けぬまま、殆ど「拉致」同然にレバノンからヨルダンに強制送還されたのである。

よって、被告人らのヨルダンへの移送が、「レバノン共和国政府の閣議決定に基づく国外退去処分」であったか否かも不明である。

このことは、本件第1事実に関しては、スウェーデン王国からの移送に関し、検甲第12号証において、ストックホルム警察作成の「国外強制退去の決定」なる文書が請求されているのに対し、レバノン共和国からの移送に関しては、「決定に基づく措置」であることを示す書証が請求されていない事実からも明らかである。

被告人らが既にレバノン共和国から移送させられた後に、被告人らは、「亡命が認められたのは、岡本公三唯1人であること。被告人らは、レバノン共和国から国外退去させられること」を知りはしたが、事実上の「国外退去」は、レバノン政府による「国外退去処分決定の執行」であったか否かは、結局のところ不明である。

「閣議決定に基づく正式な国外退去処分」であるならば、被告人らが、「国外退去処分決定によりレバノン国外に移送される」との通知も受けないまま、「他の刑務所に移される」などという虚言（日本の「東京拘置所」を指すものでないとすれば）を用いて、目隠しまでされて移送される理由がない。

よって、このような「事実上の移送措置」は、レバノン政府の「正式な閣議決定」に基づくものとは考えられない。

よって、原審の言うように、「レバノン政府は、一旦出した閣議決定の内容を変更した」ものではなく、勿論、「一旦出した閣議決定を変更し、日本国への身柄引渡を決定した」ものでもないことは明らかである。

この点に関しては、原審は、前提となる事実認定に誤りがあると考えられる。

(6) また、原判決は、「同国が被告人の亡命を認めない決定をしていることからすると、亡命権ないしその期待権の侵害という主張はその前提を欠くといふべきである」とする。

しかしながら、この点に関しても、被告人の「亡命を認めない決定」が、レバノン政府からなされたのは、被告人がレバノン共和国にいる時点ではなく、拉致同然に移送された後である。

本来であれば、被告人らの「国外退去」は、チャーター機に放り込むというのでは、「レバノン政府等の主権に基づく正式な措置」などと呼べたものではない。

況や、これら一連の「措置」は、原審も認めるところ、日本政府の積極的な働き掛けの下になされたものであるのであるから、「レバノン政府の処分の適法性を判断する立場にはない」（原判決19頁）などと判断を棚上げする問題ではない。

レバノン政府が、正式な決定を明らかにすること

なく、正式な手続によることもなく被告人らを国外に追い出したのは、それが「レバノン政府による選択」であることは認めざるを得ないとしても、日本政府による「働き掛け」ないしは「圧力」と、被告人らに対する国民感情等の国内の事情の板挟みになつた末での「苦渋の選択」であったと考えられるのであり、ここにおいて、被告人らの「亡命権ないしその期待権侵害」を問題とすることは、何ら「前提を欠く」ものではない。

(7) 従つて、この点においても、本件における公訴権濫用は明らかであり、本件2件について、公訴棄却の判決がなされるべきである。

5 本件両事実についての公訴提起の違法性
以上の事情よりすれば、本件両事実についての公訴提起は著しく違法・不当であり、公訴棄却の判決がなされるべきであった。

にも関わらず、本件公訴を適法とした原審には、あきらかに刑事訴訟法第378条第1項2号に該当する誤りがある。

第2 刑事訴訟法第379条一訴訟手続の法令違反

1 違法収集証拠の証拠採用決定の違法性

乙第1号証乃至9号証の被告人供述調書は、上記のとおり、違法な逮捕・勾留の結果得られた証拠であり、その証拠能力が否定されるべきであった。

にも関わらず、原審は、弁護人の不同意意見にも関わらず、検察官の主張を容れ、証拠採用決定をなした。

この原審の決定は、憲法31条の趣旨から導かれる「違法収集証拠排除法則」に反するものであり、「訴訟手続の法令違反」に当たる。

2 任意性を欠く証拠の採用決定の違法性

乙第1号証乃至9号証被告人供述調書については、任意性のない状態で、且つ、違法な逮捕・勾留を経て作成されたものであり、証拠から排除されるべきである。

この点、被告人は、「暴行」等の明らかな違法取調は受けていないものの、「弁護人解任懲罰」「家族の不利益を理由とした恫喝」「利益誘導」「深夜に及ぶ取調」等の違法な取調の結果、「自白」と「転向」をなしたものであり、被告人の供述が、「任意性を欠く」ことは明らかである。

この点を全く斟酌することなく、「任意性」を肯定した原審の決定は、憲法第38条1項2項、刑事訴訟法第319条1項に反する。

第3 刑事訴訟法第381条一量刑不当

1 本件については、同種事案と比較し、不重い量刑が科せられており、刑事訴訟法第381条の定める「量刑不当」の控訴理由が存する。

そして、その判断に際しては、以下情状も考慮さ

れるべきである。

2 事件発生から長期間を経過した事件であること

本件第1事実については、事件発生から、既に四半世紀を過ぎている。その間、被告人は、スウェーデンで身柄を拘束され、日本に送還され、苛酷な取調を受け、約5ヶ月勾留された後、超法規的措置による釈放により、旅券も持たない状態で海外に出国し、その後25年もの永きに渡り海外を彷徨ってきた。

この点、被告人が、26年前に日本で裁判を受けていたのであれば、本件が初犯で、被告人には全く前科前歴もないことからして、程なく罪を償い社会生活に復帰していたであろう事が予想されるのであり、自らの選択とも関わるとは言え、これまでの25年間、旅券も国家の保護もなく世界を彷徨ってきた被告人は、これまでに充分に制裁を受けているといふべきである。

よって、刑事訴訟法上公訴時効が認められる事案ではないものの、時間の経過から時代や事情の変化を考慮した時効の趣旨が汲まれるべきである。

3 海外で起こった事件であること

本件2件は、いずれも、海外で起こった事件であり、殊に、第2の事件は、エクアドル共和国の「偽造された出入国カード」の行使という事案であり、第二事件について害された法益があるとすれば、それは、エクアドル共和国の「文書の信用」という法益であるが、エクアドル共和国からは、特に被告人について訴追の希望は出でていない。

この点は、両事件とも長期間経過した後の訴追である点を含め、考慮されるべきである。

4 超法規的釈放後の旅券の不所持

また、本件第2事実は、前述のとおり、被告人が、1975(昭和50)年8月6日の超法規的釈放による出国の際、マレーシアまでの片道は旅券が発給されていたものの、クアラルンプール到着直後、旅券は取り上げられ、他に旅券等の発付も受けられず放置された。

そして、被告人としては、自己の真正旅券があればそれによる移動が可能であったにも関わらず、改めて旅券の発給を受けることもできない状態に置かれたため、移動のために本件を起こしたのであり、被告人としては、不可抗力に近い面があることも考慮されるべきである。

5 本件は他の犯罪行為に附隨して行われたものではないこと

本件2件は、それ自体犯罪行為に当たるとしても、被告人は、本件を行うに際し、他の犯罪的目的のために、或いは、他の犯罪行為に附隨してかかる行為を行つたことはない。

確かに、本件第1事実に関連しては、「真正旅券」

を所持しているにも関わらず、「中東諸国への出入国の履歴から怪しまれるのを避ける」などの動機で、わざわざ偽造旅券を提示するという愚を犯してはいるが、この行動にしても、別に、何らかの犯罪行為との関わりでなされたものでは、断じてない。現に、被告人につき、本件以外には、刑法その他の法令に触れる行為を行ったとする証拠は全くない。

6 他の「日本赤軍」メンバーの刑事公判が与えた悪影響について

原審論告において、検察官は、殊更に、「日本赤軍メンバー」であった被告人の「悪情状」を強調し、殊に、被告人が、偶々、被告人の公訴事実とは何の関係もない重信房子や和光晴生の刑事公判において、「証人」として召還されていたこと、そして、これらの各人の公判において、殊更に検察官に「協力的な」証言をしなかったことをもって、被告人の「悪情状」を言い立てるものであった。

原審は、かかる「全く別件の公判の証人となっていいる事情」などを被告人の「悪情状」の認定資料にするなどという愚は犯さず、見識を示した。

しかしながら、被告人が、偶々「他の日本赤軍メンバーの公判の証人となった」事情が、明示されないものの、被告人の量刑上不利に働いたのではないかとの疑念は生ずる。

一つには、原審判決は、時期的に、被告人が、重信房子の公判における証人尋問の途上で言い渡されており、本件判決後も、被告人は、西川純の公判の証人として召喚されるなど、検察庁にしてみれば、「梃子でも、被告人の身柄を釈放したくない事情」があったのである。

その結果、後述のとおり、被告人には、他の「日本赤軍」メンバーの同種事案と比較しても重い求刑がなされ、本件量刑も求刑との均衡からなされたとの疑念は拭いきれない。しかししながら、「証人にされる」などの事情は、被告人には与り知らぬところであり、「被告人の関与していない他事件の捜査・審理」につき、被告人が「検察官に協力し、検察官の主張に沿った証言をしなかった」事が求刑上、惹いては、量刑上不利な事情として斟酌されるなど、不当であるに論を待たない。

況や、被告人と共に送還された和光晴生については、前述のとおり、共に強制送還されてきた者であり、よって、審理が同時期に進行する可能性は予見できたが、重信房子に至っては、被告人が送還され、刑事公判が開始されて久しい2000（平成12）年11月になって、いきなり、日本の関西方面で逮捕されたとの知らせを聞いたものであり、被告人は、自らの公判の最中に、重信房子の事件にまで、証人として付き合わされるとは予想だにしていなかった。

被告人にしてみれば、自らの刑事公判において、

防御権行使すべく準備に努めなければならない時期に、あちこちの公判に、ひっきりなしに、酷いときには、1日と開けず呼ばれていたのであり、「証人となるのは国民の義務」でもあるので、被告人・弁護人共々文句も言はずに堪えはしたもの、弁護人としては、検察庁による「実質的な防御権・弁護権侵害」ではないかとの疑念をも有していたものである。

しかも、検察官は、その点について、何らの証拠に基づくことなく、「被告人が重信房子と和光晴生に有利な証言をしている」などと主張したものであり、この点は、偶々、重信房子の刑事公判が、原審と同じ東京地方裁判所刑事第5部であるなどの事情から、証拠に基づかない強弁をなしたものとも考えられる。

そして、原判決は、このような検察官の主張については、黙殺の態度を執られたものの、少なくとも量刑上、検察官のかかる主張に基づく求刑を考慮せざるを得なかつたのではないかとの疑問は残るのであり、この点については、貴府における控訴審において、今一度、十分な審理を願うものである。

7 被告人の「日本赤軍」への加入と「日本赤軍」の解散

被告人が、過去に、「日本赤軍」の思想に共感し、「日本赤軍」に加入し、日本赤軍メンバーとして活動していたことは事実である。

しかしながら、被告人は、日本赤軍がかつて標榜していた「武装闘争」やそれに附随した活動には一切関わっておらず、人々の生命・身体を危険に晒す活動は一切行っていない。

よって、被告人が、「日本赤軍」のメンバーであった過去を捉えて不利な情状とするのは、「その行為を罰する」とする刑法の趣旨に反するものである。

また、「日本赤軍」は、現在では解散しており、被告人も、日本赤軍メンバーであった過去を捨て、改めて一個人として、日本で生活をし、社会復帰を目指す意思を固めている。

8 当時の時代背景

被告人が、26年前、「VZ-58」という組織から、日本赤軍の活動に身を投じ、軍事訓練などを受け、又は、所謂「クアラランプール事件」の「人質交換」により、超法規的措置による釈放を受けるなどという一連の経過は、その当時22歳という若年の被告人が採る行動として、現在から見れば、「特殊」な行動とも考えられる。

しかしながら、当時の時代背景は、ベトナム戦争、60年安保闘争、70年安保闘争、ベトナム反戦闘争、全共闘運動等を背景として、若者達が政治運動に邁進した時代であり、「日本赤軍」の活動もその流れの中にある。

そして、被告人の右のような行動も、当時として

は、このような、真面目に世界を考え、世の中を考える若者達の活動と大差のないものであった。

そして、当時から四半世紀以上も経過した現在においても、可能な限り、あの当時の時代状況、時代背景を勘案した上で量刑がなされるべきである。

無論、その後も「日本赤軍」メンバーとして活動したことは、被告人自身の選択であるが、超法規的措置による釈放以来、世界を追われる身になった被告人としては、被告人にはそれ以外の生き方は極めて困難だったと言うべきである。

9 審理遅延の情状面での評価

なお、仮に本件が、前記した高田事件とは異なる事案であると判断された場合でも、長期間の審理中止の事態は、情状面にて正しく考慮されるべきことを、弁護人としては、願ってやまないものである。

本件審理遅延によって、被告人が被った打撃は前記したとおり計り知れないものがある。

仮に、という言葉は禁物かもしれないが、仮に被告人がクアラルンプール事件にて、指名され、釈放されていなければ、今日の被告人を取り巻く状況は全く変わっていたはずである。

弁護人からは、本件と同様に、長期にわたって事件処理が中断した類似の事例として、次の事案を指摘することができる。

すなわち、日本共産党の武装闘争の過程で1955

(昭和30)年8月にいわゆる白鳥事件の主犯として起訴された村上国治共産党札幌軍事委員会委員長が懲役20年の刑を受け、17年の獄中生活を送る一方で、共犯者として指名手配され、中華人民共和国に長く滞在していた右軍事委員会メンバーであった門脇茂、大林昇の両名が、1977年12月2日と翌年6月3日に相次いで帰国し、逮捕された。しかし、検察庁は、右両名が、法形式上は公訴時効が未完成であったのにもかかわらず、25年以上の長時間の経過を理由に釈放、起訴猶予処分としたのである。

右事件処理は、形式的には時効が完成していないとも、処罰値の減少、証拠の散逸、被疑者自身の被った不利益等を正当に考慮した上で取られた措置であることはいうまでもない。

従って、本件においても、長期間の審理中止の事態が、被告人にもたらした打撃を正当に評価し、これを情状面にて考慮されるよう訴えるものである。

10 同種事案との公平が図られるべきこと

被告人と同様、元「日本赤軍」メンバーであり、且つ、旅券の偽造等偽造被告事件で訴追されたものとしては、これまでに、被告人と共に帰国した足立正生、山本萬里子の他、吉村和江などが多い。

この点、吉村和江は、有印私文書偽造、同行使、私印偽造、同使用、偽造有印公文書行使被告事件につき、4年の執行猶予付きの懲役2年6月の判決を受けており、現在社会において生活している。

足立正生は、有印私文書偽造、同行使被告事件につき、執行猶予付きの懲役2年6月の判決を受け、現在社会において生活している。

山本萬里子については、有印私文書偽造、同行使、旅券不実記載等被告事件につき、執行猶予付きの懲役2年6月の判決を受け、現在、社会内において、生活している。

これに対し、被告人は、「懲役2年6月」 자체は、異ならないものの、それが「実刑」である点で、他のメンバーと大きく異なっている。

しかしながら、これらの事案との比較からすれば、被告人のみ殊更に重刑を科する理由はないといえべきである。

これらの元「日本赤軍」メンバーと、被告人を分けるものがあるとすれば、前述の「超法規的釈放」を受けた者である点であるが、上記詳述したとおり、超法規的釈放は、日本政府による決定に基づく措置であり、何ら被告人の「責任」に帰するべき事情ではなく、被告人が、その後、自ら、旅券もないのに、日本への帰国に努め、或いは、日本政府の在外公館に出頭するなどしなかったとしても、それを「逃亡」などと評価することができないことはいうまでもない。

余って、これらの事情を、他のメンバーと比較し、被告人にとって「不利な情状」として数えるとすれば、それは、不当の誇りを免れない。

11 量刑不当についてのまとめ

原審は、公訴が棄却の判断を下さない場合であっても、本件については、以上的情状を考慮し、執行猶予付きの判決をなすべき、又は、より軽い量刑をなすべきであった。

にも関わらず、被告人を懲役2年6月もの実刑とした原判決には、「量刑不当」の誤りがある。

第4 結論

以上の控訴理由により、本件控訴に及ぶ次第である。

なお、本件については、被告人自身も控訴を求める強い意思を有しており、弁護人の主張のみならず、被告人自身の主張も貴府における判断資料とされたいと考えることから、被告人による「控訴趣意書」を添付書類として、本「控訴趣意書」に添付する。

また、本件控訴趣意につき、追って、弁護人より、補充書を提出する予定である。

添付書類：被告人作成にかかる「控訴趣意書」1通

山本万里子さん控訴審公判報告

豊かな秋日和を味わう間もないままに、冬の季節に入ったようで、寒さがひとしを身に凍みますが、皆様お変わりありませんか？風に吹き寄せられた落ち葉が踏みしだかれて、細かく歩道にへばりついている様に、季節の変わり目を感じているこの頃です。

少し間が開きましたので、控訴審に至る経過を簡単に報告しますと、地裁における第一審判決が出たのが、今年の1月15日です。その主文は、1年前に訴因変更された“重信さんとの共謀”ありと判定し、検察の求刑2年半をそのままに、執行猶予5年、未決算入に言及せずという内容で、実際に共同したSさんの刑が、1年半、執行猶予3年と比べても不当に重いものでした。それで、弁護側は控訴しました。驚いたことに、検察側も控訴しました。第一審の判決文を受け取ったのが4月の下旬です。

控訴趣意書の提出期限が8月9日。検察側からは、8月2日に、55頁にわたる控訴趣意書が出来され、その主要な意図は、9・11以降の“反テロ”的風潮にのっとって、日本赤軍が関わったとされるあらゆる闘争に触れ、本件が“テロリストの輸出”であると主張し、まだ採用もされていない“証拠”を根拠に、実刑を要求するというものです。後で知ったのですが、控訴趣意書を書くのは、高裁の検事ではなく、第一審の検事だそうです。第一審で却下された証拠をまたも持ち出したり、第一審の失敗をここで挽回しようとシャカリキになったのではないかと思われるような趣意書でした。

これに対して、弁護側の控訴趣意書は、1. 事実誤認について、2. 量刑不当について、3. 法令違反についての構成で、8月9日に提出されました。

事実誤認とは、証拠もなく重信さんと被告人が共謀したとしていることについてです。重信さんとSさんの共謀は立証されていないし、重信さんと被告人の共謀も立証されていない。そして、何の脈絡もなく「重信の意を受けた者」が介在したことを認め、それが誰なのかいつどのように介在したのか触れられていない。従って、重信さんの本件への共謀は立証されていないので、事実誤認として破棄されるべき、ということです。

量刑不当については、主要に本件に関わった

共犯者Sさんの量刑が1年半、執行猶予3年と比較し、原判決の被告人の刑が2年半、執行猶予5年とされているのは、重すぎ量刑不当であること。又、原判決が「日本赤軍最高幹部であった重信の命をうけて」いるので、量刑に値するとしたことが不当であること。まず、74年当時日本赤軍はなかったし、重信さんが「最高幹部」というような位置にあったわけではないし、「命を受けて」活動するような関係であったわけでもない。マスコミが使うレッテルで、証拠に基づかないイメージで判断していることは著しく不当であること。また、本件の結果として、送り出した奥平さんの出国後の行為を根拠に、証拠もなく被告人の量刑事由とすることが不当であること。更に、日本赤軍メンバーであることを量刑事由にあげていることが不当であること。被告人は当時日本赤軍メンバーではなかったし、日本赤軍のメンバーあるいは支援をしていたこと自体で不利益に判断すべきではない。さらに、本件は28年前の事件であるにもかかわらず、たまたま時効が完成しないことが被告に不利に変化している。とくに、2001年9月11日以降「テロリスト」に対する国際的な非難が集中しているが、この国際的な非難をもって、28年前の事件に当てはめることがあってはならない。そして、未決日数を全く参入していないのは著しく妥当性を欠くこと。以上から、量刑は重過ぎるので破棄されるべき。

法令違反の中で、逮捕手続きの違法についてと公訴件の乱用について述べ、違法な連行を引き継いだ本件逮捕手続きは違法であり、この違法な逮捕を前提とした本件公訴も違法である。以上が弁護側の控訴趣意書の要約です。

私は、8月7日に被害者にあって謝罪を伝えました。

11月8日、検察側も、弁護側もそれぞれ相手の控訴趣意書に対する答弁書を裁判所に提出しました。検察側の答弁書は、要するに、答えになっていない。大部な控訴趣意書と違って、6頁できちんと理由を述べないままに、弁護人の控訴の趣意はいずれも理由がないので控訴を棄却すべし、といった粗雑なもので、説得力に欠けました。

弁護側の答弁書のポイントは以下です。

1. 検察官は、予見不可能な、立ても立証もされていない奥平さんの出国後の行為を非難

し、被告人に処罰を求めていた。その根拠として、被告人が4半世紀に渡って日本赤軍構成員として活動を続けてきたから、としては、被告人の思想信条に対する処罰を求めていたことである。

2. 檢察官が量刑不当の主張のなかで、「訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠に現れていない事実」を極めて多く採用し、刑事訴訟法381条に違反。また、検察官が「控訴審において立証予定」とするものは、「第一審の弁論終結前に取調べを請求することができた証拠」であり、「やむを得ない事由」は存在せず、刑事訴訟法382条2に違反している。

3. 量刑不当の主張に関して、①検察官の主張は原審と比べて変遷、そのため、検察官は原審で提出しなかった証拠を新たに大量に控訴審で請求している。このように変遷する検察官の主張は信用できない。②検察官は、よど号ハイジャック、リッダ闘争、日航ハイジャック事件、シンガポール・シェル石油事件、クウェート事件などを列挙し、「以上につき控訴審において立証予定」と述べるが、上記事件は、いずれも本件とは全く別の事件で、関連性がない。検察官は証拠に基づかない主張をしている。関連性がない以上、これらの事件についての立証など必要ない。③検察官は、「被告人は主導的に犯行に加担した」とするが、失当である。本件は明らかにS主導で行われている。④共犯者との刑の均衡。本件を主導したのは、Sであるから、当然量刑は、被告人よりSの方が重くなければならない。また、検察官は「共犯者の量刑との均衡という点では、他の日本赤軍構成員が旅券の偽造その他の事案で実刑判決を受けていることこそ留意されるべき」として、Y、戸平、泉水、吉村の量刑を揚げ、「控訴審で立証予定」としているが、この4人は共犯者ではなく、本件とは全く別の事件で起訴されたのであるから、被告人の量刑とは比較にならない。立証の必要などない。⑤原判決が、本件犯行から、4半世紀が経過していることをもって、執行猶予を付する理由としていることに対して、検察官は異論を呈しているが、失当である。原判決に何ら不合理な点はない。⑥被告人はレバノンで3年もの実刑を受けている。別異の国の手続きとなったことにより、審理及び刑期に不利益が課せられている。このことを被告人に有利に斟酌すべき。⑦被告人は本件被害者に真摯に謝罪している。⑧未決算入を全く算入してい

ないのはおかしい。

4. 手続き違反について①フランス警察当局に対する供述調書の取調べ請求に対する却下を、検察官は非難するが、本件と関連性がないことは明らか。原審が却下したのは当然で、訴訟手続きの違法はない。②記憶があいまいなSから、明確な記憶があったかのようなS調書の取調べ請求に対する却下は当然で、訴訟手続きの違法はない。

5. 以上から、検察官の控訴には理由がなく、控訴は棄却されるべきである。

以上が弁護側の控訴趣意の要約です。

11月13日の公判に先立って、私の方で意見書を準備しましたが、弁護士は、裁判所から、「控訴審では被告人の意見陳述など認められない、30分で終わらせる」と言われたそうです。しかし、結局弁護士の努力で、それが1時間になって、被告人尋問の一部として意見陳述が認められました。

当日の午前中に、公判をそのように一回で終わらせるように決まったので、準備にどたばたしました。

そして、その方法を再確認して公判が始まりました。

弁護側から、虎頭先生が控訴趣意書の要約を20分でと指定されて、時間内に要領良くまとめて話されました。検察側はしませんでした。

私の方で準備した意見陳述書を読み上げました。1. 被害者への謝罪、2. 公正な裁判を、3. 本件以前に、重信さんに会ったことも、話したこと、手紙を交換したことかもしれません。従って、「共謀した」ことも、「指示を受けた」こともありません。4. 私の裁判の性格。以上の4点について簡単に、しかしそれひとと言っておきたいことは提起しました。

その後で、大谷先生が被告人尋問。新しいことは、被害者に会って謝罪したことだけなので、それに関連したことのみです。検察側からの質問はありませんでした。

検察側から、厚さにして10センチ位の21種類の文書の証拠調請求が出されていました。それは、フランスでの私の供述調書、フランスで私を取り調べた警察官の取調べについての証言、フランスの当時の法制度、「国際テロリズム要覧」の中の日本赤軍関係の記事のコピー、「警察白書」の中の日本赤軍関係の記事のコピー、重信さんの「十年目の眼差しから」1冊分のコ

ピー、「日本赤軍20年の軌跡」1冊分のコピー、Yさんの判決文、戸平さんの判決文、泉水さんの判決文、吉村さんの判決文、私の戸籍附表、私の住民票、Sさんの2000年の供述調書などです。弁護側が不同意にすると、検察側は、一つ一つ理由をつけて、再請求しました。これらは、形式どおりに進められ、裁判長が結論を出しました。裁判長が採用したのは、4人の判決文と私の戸籍附表と住民票だけでした。弁護側からは、被害者に私が書いた謝罪文のコピーと被害者への謝罪金の領収書を証拠申請し、認められました。

これで審議はおしまい。次は、12月20日に、もう判決です。高裁の検事は、証拠を請求する理由を述べただけで、他に発言しませんでし

た。赤軍担当検事のような政治的な意欲もなく、何か実務的にそこに座っているだけのような感じでした。

裁判長が選んだ証拠から見て、新しく審議したわけでもないので、双方とも控訴棄却になるだろうと言うのが、大方の見解です。私は、弁護側の控訴趣旨だけは何がしかでも受け止めて欲しいと願っているのですが……。先の意見陳述の中で、私が繰り返したのは、厳正な事実に基づいて公正に裁いてくださいということです。日本の司法制度がどんなものか、そこにはかかっていると思っています。

11月30日記

★山本さんの控訴審意見陳述書は次号掲載予定です。

浴田由紀子さんからの便り 02.11.28

とうとう日差しが独房の1番奥まで入り込むようになりました。お元気ですか。お天気のいい日中、私は40分位、背中をむき出しにして日に当てています。これが冬の間の健康法その1です。なかなか有効みたいで、まずひどいカゼはひきません。直射日光は皮膚に悪いという学説もあるようですが、私なんかはガサツに育っていて「お日様すなわち生命の源」という体になっているから、だいじょうぶでしょう。何といっても冬の間唯一の暖房源なのです。日の当たらない、太陽光の入らない房に入れられている仲間たちには申しわけないですが、元気を維持していますよ。

さて、19日の重信公判、丸岡証人はどうだったのでしょうか。待っているのに、なかなか具体的な報告が届かないでちょっとひがんでいます。丸岡君の体調だの性格だのをめぐって、あちこちに心配だの想念だのいろいろあります。2・5年ぶりと15年ぶりとの再会は楽しめたのでしょうか。今回の再会が、必ず次の再会を確実に準備し合うものになることを願っています。

9月以降朝鮮人民共和国による日本人拉致問題というのが、大きく取り上げられています。いわゆる左翼、反体制を担う人々の間でもいろいろな立場や意見の人がいるようです。私も、何人かの仲間たちから、意見や立場をたずねられました。私自身は、拉致という事実自体は

けっして許されることではないし、誤りは明確に総括され、被害者及び関連者への償いと保証はなされなければならないと思っています。そのためにも、今帰国した5人の人々とその家族にとって、「祖国による保護」が、個人的には第2の拉致・家族の離散と自己の意志を尊重しない居住地の強制になってしまって、彼らはどの国によっても人生選択の自由を奪われ、かつて、そしてこの24年間築いてきた「それなりの人生」を否定されてしまっていることは、やっぱりちがうんだろうと思っています。

金正日が、「なかった」というのではなく不十分ではあっても事実を認め、謝罪をし、5人に往来を認めたことは解決への意志のあらわれとして受けとめるところから、二つの国が共に被害者的人権を尊び合う仕方をさぐり出すことが、問われていたはずだと思っています。彼らの身柄と人生選択の問題はいわゆる国交正常化交渉とは相対的独自に扱われるべきです。今、彼らがおかれている状況は、戦争中、個人の意志や幸せや、家族や……を全て無視して「お国のために、兵隊になれ」と言われたのと何もかわらないと思っています。北朝鮮が悪いか日本が悪いかの前に、「まずこの人々に自由な選択を!!」「彼らの人権の保障を!!」こそ、私たちは求めるべきだと思います。

拉致のひどさを語り、金正日体制の異常を語り、在日の子供たちをまで誹謗し、いじめる風

潮に対しては、拉致のむごさ、残された家族の悲しみをわがこととして思うが故に、かつてこの国が、朝鮮や中国の人々を強制連行し、あるいは慰安婦にして奪い去り、虐待してきた時代の朝鮮や中国の人々の思いを、そして今なお、この国の中で「在日」としてまとうな権利を保障されることもないままに生きるしかない人々のあることを、想起できる者でありたいと思うし、金正日体制の中で「将軍様」と言ったり、バッヂをつけていて「洗脳されてしまっている」と非難する前に、かつてこの国の多くが「天皇の赤子」となって「天皇のために死ぬ」ことを称えた時代があったことの教訓をこそ生かしうる者でありたいと思う。

外交正常化交渉、拉致問題そのものについては、小泉内閣も外務省もいかなる主体的な政策もないままに、「外圧」「内圧」に流され、ゆれうごいでいるだけのように見える。その中で5人とその家族がいつまでも自由を奪われ人生を破壊され続けている。訪朝は小泉の単なるパフォーマンス、外務省の非難隠しでしかなかったのだろうか。

もうひとつ、よど号の人々が関与しているのかしないのかについて、アレコレの討議がされている。私自身は、もし彼らが拉致そのものについてということではなく、行方不明になった人々について知っていることがある、会ったことがある、ということがあるのなら、残されたご家族のために、知っていることを伝えてあげるべきだろうと思う。

もちろん、ひとことでも言えば、権力は弾圧の口実にし、他者を傷つけることになるか

かもしれない。そこは十分に考慮されるべきだし、いかなる場合でも余計、不当な弾圧をうたせないために、防衛しなく体制はとらなければならない。その上で、「拉致」という言葉では適切ではない、いろいろなケースはありえたかもしれない。

日本の裁判所は、私の強制帰国も、ベイルート4の強制帰国も「具体的に拒否の行動を取っていないのだから、本人の意志で帰国したものであり、拉致でも不当な強制でもなかった」と認定しています（私ははっきり「帰国したくない、この国で裁判を受ける」と意思表示した）。権力に対してや国に対してではなく、被害者を含む人民に対して、私たちは革命途上の自身と仲間たちの犯した誤りに対しては、共に責任を受けあいたい。そうして組織のではなく、人民の利益の回復を第1に力をつくし合いたい。

意見を求めてくる人々の多くは、「日本赤軍も同じようなことがあるのではないか」とか、「よど号も旧JRAもルーツは同じだから」ということで、私なんかもいくらか「関係者」じゃないかと思われているフシがある。ウーン！

30年前に同じ赤軍派だった人が何人かずついるらしいけど、それ以降は「彼らのパンフ以上には知らん人々だけねえ」と答えているけど、ちょっと不親切ではある。誰かちゃんと、説明して下さい。どこがどう似ていて、どこがどちらがうのか……。

そんなこんなで控訴審準備は遅れています。根性入れてとりくみます。

みんなお元気で。

サッダムとのスキットゲーム

**ブライアン・ホワイティカー（プリズン・アート・ニュースレター紙10月号）
訳：菊村 豪 10月6日、2002年**

菊村さんは、日本赤軍メンバーでもなく、帰國者でもありません。米国の政治犯救援グループのパンフを訳して投稿してくれました。掲載します。菊村さん、ありがとうございます。これからも、お願ひします。他の読者の皆さん、ふるって投稿して下さい。

菊村さんが去年熱中症にかかって危篤状態に陥った際、刑務所当局は、何時間も放置した上に、間違った医療処置をし、その為に菊村さんは危篤状態になりました。現在は、回復した様子で、ほっ。

エジプト大統領ムバラクは、イラクとの戦争は中東に混乱と無秩序をもたらし、中東各国の政権を不安定に陥れるとして反対しているが、ワシントンのタカ派たちは、それらこそを目論んでいる。タカ派たちにとっては、それらは、イラク戦争における望まざる副作用としてあるのではなく、将に、それらこそを生み出す為に行うのだ。中東の混乱と無秩序、そしてその結果のいくつかの中東政権の崩壊は、彼らの計画の一環としてあり、イラクの「政権変更（regime change）」は、その出発点に外ならない。ペンタゴンで着々と進められているイラク戦争は、イスラエル・アメリカ・ラインに沿った中東戦略再編における戦術的基軸だ。

従来の国際関係は安定が平和とみなされ、隣国とは好むと好まざるとに関わらず、共存の道を強いられた。しかし、タカ派はそれを否定し、気に食わない隣人は追っ払えと主張する。彼らは、そのような彼らの考え方をブッシュは受け入れ、「独裁政権」の不安定化をブッシュ外交の主な目標としていると公言する。ブッシュ自身が何を受け入れたのかを実際に自覚しているかどうかは、はっきりしていないが、タカ派は最近のブッシュ演説から幾つかを引用して、そう主張する。それは、イラクを打つ一つのボールで、他の幾つかの政権を打ち倒すことを目論むことから、中東のスキットル・ゲームと呼ばれる（訳注：スキットルは、英の9柱技で、9本の柱をボーリングのようにして、1個のボール、あるいは円盤で打ち倒すゲーム）。これまで、これは野蛮な政治の外辺に度々現れていたが、「対テロ戦争」を背景して、今ではアメリカ政治の前面に立ち現れた。

これは発表された出版物としては、1996年イスラエルのシンク・タンク「進歩的戦略政治研究所」が発表した「絶交の機会（break）：地域保全の戦略」と題される論文に起源を持つ。これは、当時、リクード党ネタニエフ政権就任時の政治構想の青写真として発表されたものだ。そこでは、表題が示すとおり、右翼のネタニエフに、過去との完全な断絶（break）として、「シオニズム再建の為の全ての可能なエネルギーを發揮できる力を国家に与え、戦略的リーダーシップを打ち立てる、完全に新しい知的土台に基づいた」戦略の採用を進言した。

特に、「最近取り交わされたオス口合意は、

PLOがその義務を果たさないなら、イスラエルにはその合意を実行する義務はなく」、そして「アラファトに取って代わる権力が醸造できうる」として、「ヨルダンにその考えは棄て去るべきだ」と主張し、そのような考えはイスラエルの文化的、経済的、政治外交的、そして軍事的後退だと描いている。

更に続けて、「我々が2000年にもわたってしがみついてきた、土地への望み、そしてそれへの権利主張は法に叶ったものであり、高尚なものだ」と述べ、「アラブが我々の権利、特に彼らの領土的次元における、我々の権利を無条件に受け入れた『平和の為の平和』のみがイスラエルの未来の為の強固な土台となりうる」と断言する。そしてこの論文は、「まず手始めに、サッダム・フセインに代わってバグダッドにハシミテ王家を就任させることで、イスラエルの戦略的環境を具体化できる」と、その計画を示した。

サッダムを取り去り、イラクをヨルダン・ハシミテ王家の影響下に置く事で、ヨルダンとトルコが、シリアに巻き返し、それを弱めるイスラエルに沿った軸国となりうる。そのことでヨルダンは、レバノン・シーア派のシリアとイランの結びつきを弱め、一方で新たに打ち立てられるイラクのハシミテ王家内でイラク・シーア派とかつてあった王家との関係を再建することで、レバノンを飼いならすことができる、と論文は暗示し、「そのことでイスラエルは、的を封じ込められるだけでなく、超越することになる」とその戦略を結論づける。

「これに成功する為、イスラエルは、これら
の新たな政策に対する全面的な米の支持を勝ち
取らねばならない」と強調し、それらの政策説
明として、冷戦時の米政府のテーマを現在のイ
スラエルにうまく適用して、米人に慣れ親しん
だ用語を駆使したものを作るべきだと、ネタニ
エフにアドバイスした。ちょっと見た目には、
この96年の「絶好の機会」論文は、他の右翼あ
るいはウルトラ・シオニストのシンク・タンク
のものと大差ないよう見える。だが、しかし、
これは、その製作者達において、他のもの
と大いに違いをなす。

それを書いた「中心的意見提唱者」8人のリーダーは、リチャート・パールで、ペンタゴンの防衛政策委員会の現議長だ。8人チームの

もう一人は、新（ネオ）保守弁護士のダグラス・フェイスで、現在、ペンタゴンの政策次官として国防省トップ4人の一人だ。フェイスは、この数年間イスラエルがパレスチナと交わした平和政策の殆どに反対し、中東問題をかつて彼らが見ていた冷戦問題と同様の「善玉対悪玉」という平面的見方で見ている。そして彼は、オスロ平和過程は、ユダヤ国家の「生か死か」問題を引き起こした一方的撤退以外の何物でもないと見ている。あと二人の「意見提唱者」達は、デービッド・ウォムザーと彼の妻メリラップだ。メリラップは、アラブの新聞を翻訳し、それを使って、アラブを悪し様に描く記事を配信するワシントンにある事情団メンイの共同創立者だ。デービッド・ウォムザーは、「アメリカ事業研究所」でパールと一緒にいたが、現在、国務省の武器統制と国際安全保障担当次官ジョン・ボルトンの特別補佐官をやっている。

8人チームの5人目は、ジェームズ・ユルバートンで、彼はワシントンを根拠地とする「国家安全保障問題の為のユダヤ研究所（JINSA）」をやっている。これは、新（ネオ）保守派タカ派の根城で、その「援助委員会」は、現副大統領のチエニーと上記のジョン・ボルトン、ダグラス・フェイスらによって大いに賞賛されているのだ。JINSAが提唱する目的一つは、『イスラエルが地中海と中東の民主主義的利益を引き立てる上で、可能で実行できうる役割の重要さを、アメリカの防衛・外交問題関係者達に伝えること』と明記されている。実際には、その多大の努力は、退役したアメリカ高官をイスラエルに送ることに向かられ、それらの高官達は、タカ派の意に沿った意見や記事を米の新聞編集者達に送る。そのようなJINSAの活動はザ・ネイション誌の9月2日号のジェイソン・ベストによって解説され、そこではJINSA委員会の退役米軍人とイスラエルに武器供給をしている米の会社との間の商業上の利益問題が幾つか批判された。

このように、「絶交の機会」論文の著者達の何人かが、米政府の重要な地位を占めていることで、中東を再編し、その敵を超越する為のイスラエルの計画は、論文が発表された96年時より、より達成可能な様相を帯びてきた。サウジ・アラビアとイランという新たなスキットル

柱が、イラク、シリア、レバノンというヒット・リストに加わったものの、この6年越しのイスラエルの「戦略的環境」つくり計画は、そのまま丸ごと続いているのだ。

イラク反政府派達の思惑がどのようなものであったとしても、サッダム・フセインを預言者モハンメドの子孫であるヨルダンを治めているハシミテ王家に取って替える計画は、それ自身進行中だ。それを示す一つの証拠に、この7月、先にヨルダン国王の後継者と目されてきたヨルダン皇太子ハッサンによるロンドンのイラク亡命者活動家達への突然の訪問が上げられる。このハッサン皇太子を来るべくイラク国王に据える任務は、マイケル・ハーンに与えられ、彼は、現在、上記の「アメリカ事業研究所」の一員で、すぐにサッダム後のイラク問題を取り扱うペンタゴンの新しい任務に就くものと思われる。

この新（ネオ）保守派達の陰謀の奇妙な側面は、米とイスラエル以外では、誰もそれを真剣に見ていないことだ。多分、ムバラク同様、多くの者達は、米政府の重要な地位を占める者達が、そんなに大それたことを許すほど不注意であることなど考えもしないのだろう。だから、誰もそれら新（ネオ）保守派達の隠された意図を見抜くような批判ができない。

しかし、当の彼ら自身が、そのような意図をアメリカの新聞に定期的に書いている。丁度2週間前に、保守系のワシントン・タイムズ紙にJINSAの編集長のトム・ニュートンは投稿記事を送り、そこで彼らの計画を明らかにし、凍りつくようなことを述べている。「ヨルダンは米の助けで生き延びられるだろう、そしてアラブ湾岸の首長国も同様だろう、しかし、サウジの現政権は、その限りではない。イラク反対派は、サッダムを葬り去る大きな助けになる。パレスチナ人達は、彼らの未来は西側と共にしかないことを知るべきだ。シリア・バース党独裁者は葬り去られ、レバノンは解放される。そして、この地域で、現在唯一の民主主義国としてあるトルコとイスラエルは、よりましな隣国を得ることになるのだ」。さ、この計画に賭ける者は誰だ!?

No.108 Contents

- 丸岡同志と再会しました 公判の現状について 重信房子 P2
これは「珍」述か、陳「術」か
重信さんの8・30公判「意見陳述」への疑義・そして「リッダ」への一総括視座・
いわゆる「自己批判」批判 和光晴生 P4
日々是懲役 No.2 戸平和夫 P8
戸平和夫控訴趣意書・続き P9
山本万里子さん控訴審公判報告 P14
浴田由紀子さんからの便り P16
サッダムとのスキットゲーム ブライアン・ホワイティカー著／菊村憂訳 P17

公判日程

◎重信房子さん

12/20、1/20、2/18(以上丸岡さん証人出廷)、3/12、14(以上ライラ・ハ
リッドさん)

◎山本万里子さん

控訴審判決12/20

◎和光晴生さん

12/24、1/28、2/24、3/20、4/14、5/6、6/2

◎西川純さん

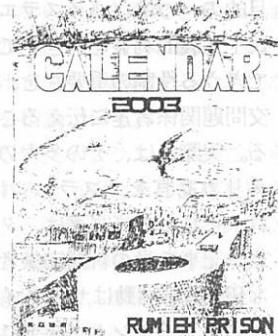
申し訳ございません。日程をまだ把握しておりません。

編集後記

今年も、早わりとなりました。何もいいことがなかった1年ですね。あんまりスペースがないので、「回顧と展望」は省略しますが、3月の桧森さんの焼身決起がすべてで、その後なにもやる気がわからず年末となったようなものでした。虚しさのみ残る感がします。

最後の締めくくりに、戸平さんのカレンダー(右の絵)を今年も作りました。ご希望の方は、下記振替まで500円お支払いお願いします。12月13日までにお振込みいただいたかたには、年内に届くよう発送いたします。

来年は戸平さんも出所することだし、少しは明るい話題を送ることができるかな。(K)



帰国者の裁判を考える会 (SATR)

〒105-0004 東京都港区新橋2-8-16石田ビル4F

TEL 03(3591)1301 救援連絡センター 気付

<http://www3.tky.3web.ne.jp/~sper/index.htm>

E-mail sper@tky.3web.ne.jp

郵便振替 00120-2-398834

加入者名「帰国者の裁判を考える会」

年6回以上刊 定価300円 年間2000円(手込)

私たちの立場

- (1) 解散した日本赤軍の思想と実践から区別され、自立的地点に立脚している。
- (2) 司法権力の攻撃に限らず、少数・異端の者を精神的・物理的に排除しようという方向に働く現代日本の社会状況とはあらゆる場面で対決し、これを変革するために努力する。